

養子縁組による相続対策 ～民法に定める養子縁組の主な規定～ その3

今月から「養子縁組による相続対策」をシリーズで解説しています。今回は、民法に定める養子縁組の主な規定について解説します。

養子縁組に関する民法の規定には、以下のようなものがあります。

1. 養親は20歳以上である必要があります（民法792）。
2. 民法793条では、尊属又は年長者は、これを養子とすることができないと規定し、養子は、養子になろうとする者が養親の尊属に当たれば、一律に養子縁組は禁止されます。

また、夫婦が養親となる場合、夫婦の一方が養子よりも年長であっても、他方が養子よりも年少であれば、養子縁組をすることができません。

3. 後見人が被後見人（未成年後見人及び成年被後見人）を養子とする場合は家庭裁判所の許可が必要です（民法794）。
後見人が、後見業務（被後見人の財産管理）における自己の不正の発覚を防止するために養子縁組を利用することを防止するための規定です。

4. 配偶者がある者が未成年者を養子とする場合は、夫婦が共同で縁組することが原則です（民法795）。

5. 養親となろうとする者に配偶者がある場合の要件

養親となろうとする者に配偶者がある者は、その養子縁組について配偶者が同意していることが必要です。しかし、養子となろうとする者が養親となろうとする夫婦の一方の嫡出子である場合、単独の養子縁組が認められています。夫婦共同縁組では、自己の嫡出子を養子にするという無意味な縁組を強制することになるために設けられている規定です。ただし、単独での養子縁組においては、夫婦の他方の同意が必要となります。

また、配偶者とともに縁組する場合や、養親となるべき夫婦の一方が、その意思を表示できないとき（心神喪失の状態にあるときや、行方不明になっているときなど）は、単独で縁組ができます（民法796）。

6. 養子となろうとする者が15歳未満の場合は、親権者又は後見人が代わりに養子縁組を承諾することとされています（民法797）。

なお、養子となろうとする者が15歳以上であれば、未成年であっても本人が縁組をすることができますが、原則として、家庭裁判所の許可は必要です。（民法798）。ただし、この裁判所の許可の規定は、子の利益にならないような養子縁組を禁止し、国が養子の利益になるよう積極的に監督しようという趣旨で設けられていますから、自分及び配偶者の子や孫の場合には、たとえ未成年であっても自分の子や孫に不利益となるような養子縁組は通常考えられず、子の福祉に反する恐れもないであろうと考えられますので、裁判所の許可は不要です。このことから、祖父母が15歳以上の未成年の孫と養子縁組を行う場合は、裁判所の許可もいらず法定代理人の承諾も要らないことになります。

7. 養子縁組届（民法799）は、各市区町村役場に備え付けられており、誰でも簡単に届出書を作成することができます。

養子縁組届出書には、養子になる人、養親になる人、証人（養子縁組の事実を知っている18歳以上の人であれば家族、知人など誰でも可）2名の署名が必要です。

養子縁組届の証人欄には、証人の署名、住所、本籍を書きます。

令和3年9月1日から届書への押印義務は廃止されましたが、改正以降も届出人の意向により、届書に任意に押印することができます。この場合に押印する印鑑は認印でも問題ありませんが、養子縁組という重要事項に使用する印鑑ですので、後日の紛争などの備えとして、できるだけ実印を使用されることをお勧めします。

養子縁組届

《記載事項》

- ・ 養子になる人の氏名、住所、本籍、実父母の氏名、入籍する戸籍、署名
- ・ 養親になる人の氏名、住所、本籍、署名
- ・ 証人の署名、住所、本籍

※ 令和3年9月1日から戸籍届書に押印義務が廃止されています。しかし、改正以降も届出人の意向により、届書に任意に押印することは可能とされています。